

議提第 7 号

新たなごみ処理施設の建設予定地について説明責任を求める決議

会議規則第 14 条の規定により、新たなごみ処理施設の建設予定地について説明責任を求める決議を次のとおり提出する。

令和 4 年 12 月 20 日 提出

提出者	北本市議会議員	日	高	英	城
提出者	北本市議会議員	加	藤	勝	明
賛成者	北本市議会議員	湯	沢	美	恵
賛成者	北本市議会議員	桜	井		卓
賛成者	北本市議会議員	村	田	裕	子
賛成者	北本市議会議員	金	森	すみ	子
賛成者	北本市議会議員	松	島	修	一
賛成者	北本市議会議員	高	橋	伸	治
賛成者	北本市議会議員	保	角	美	代
賛成者	北本市議会議員	諏	訪	善	一良
賛成者	北本市議会議員	大	嶋	達	巳
賛成者	北本市議会議員	島	野	和	夫
賛成者	北本市議会議員	岸		昭	二

北本市議会議長 工 藤 日出夫 様

新たなごみ処理施設の建設予定地について説明責任を求める決議

市長は、令和３年９月１６日に「新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書」を締結し、「施設の建設予定地は、鴻巣市郷地安養寺地内とする」と決めた。

現在、埼玉中部環境保全組合では、新たなごみ処理施設等建設検討委員会を設置し、他候補地との比較検討は行わないまま、予定地である鴻巣市郷地安養寺とすることに限定し進められている。

今後、新ごみ処理施設の建設費及び維持管理費等の負担金を決定する議会は、納税者である住民要望の「最少の経費で最大の効果」を発揮し、かつ合理的な建設を進めるため、下記の事項について対応するよう求める。

記

- 1 市長は、議会及び市民に対し、新たなごみ処理施設の建設予定地について質疑応答を含めた説明の機会を設け、説明責任を果たすこと。

以上、決議する。

令和４年１２月２０日

北 本 市 議 会